

第 2 1 章

司法及び警察

第 21 章

司法及び警察

民事、行政事件

平成 18 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は、22 万 3075 件で、前年に比べ 4941 件(2.2%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 13 万 426 件(構成比 58.5%)で、前年より 1681 件(1.3%)増、地方裁判所が 8 万 4124 件(構成比 37.7%)で、前年より 5001 件(5.6%)減、高等裁判所(近畿2府4県)が 8525 件(構成比 3.8%)で、前年より 1621 件(16.0%)減となっている。

なお、既済件数は 1 万 2993 件(5.5%)減の 22 万 4275 件、未済件数は 1200 件(2.6%)減の 4 万 4827 件となっている。

刑事事件

平成 18 年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は 13 万 894 件で、前年に比べ 8257 件(5.9%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が 9 万 83 件で、前年より 1 万 2654 件(12.3%)減、地方裁判所が 3 万 7830 件で、前年より 4513 件(13.5%)増、高等裁判所(近畿2府4県)が 2981 件で、前年より 116 件(3.7%)減となっている。

家事事件

平成 18 年中に家庭裁判所が取り扱った家事審判事件の新受理件数は 4 万 3894 件と前年に比べ 787 件(1.8%)の増となっている。主な事件の構成比をみると、「子の氏の変更」が 32.3%(1 万 4170 件)、「相続放棄」が 28.9%(1 万 2665 件)、「精神障害者保護義務者選任等」が 7.0%(3064 件)、「改氏」が 3.2%(1414 件)となっており、この 4 事件で全体の 71.3%を占めている。

家事調停事件の新受理件数は 8819 件で、前年に比べ 87 件(1.0%)の減である。主な事件の構成比をみると、「婚姻中の夫婦間の事件」が 39.6%(3490 件)、「子の監護処分」の 18.5%(1634 件)、以下、「婚姻費用分担」の 10.2%(902 件)、「親権者変更等」の 8.1%(712 件)となっている。

少年保護事件

平成 18 年中所ける少年保護事件の新受理人員は 1 万 9376 人で、前年に比べ 1612 人(7.7%)の減となっている。

事件別にみると、「窃盗」が 5892 人(構成比 30.4%)、「道路交通法違反等」が 5632 人(同 29.1%)、「業務上過失致死傷等」が 2487 人(同 12.8%)等となっている。

また、刑法犯は 1 万 2826 人(構成比 66.2%)で、前年に比べ 314

人(2.4%)の減、特別法犯は 6334 人(構成比 32.7%)で、前年に比べ 1280 人(16.8%)の減となっている。

刑法犯の内訳では、「傷害」が 68 人(10.3%)増、「暴行」が 33 人(45.8%)増となっており、「業務上過失致死傷等」が 279 人(10.1%)減、「横領」が 181 人(6.8%)減、「恐喝」が 41 人(18.8%)減等となっている。

次に、平成 18 年の少年院の入出院状況をみると、新収容者は 474 人で、前年に比べ 15 人(3.3%)の増となっており、退院者(仮退院を含む)は 468 人で、前年に比べ 1 人(0.2%)の増となっている。

人権侵犯事件

大阪法務局が平成 18 年中所に取り扱った新受理件数は 1163 件で、前年に比べ 331 件(22.2%)の減となっている。

事件別にみると、「住居・生活の安全関係」が 266 件(構成比 22.9%)、「強制・強要」が 137 件(同 11.8%)等となっている。

刑法犯

平成 18 年中所に府内市町村で取り扱った刑法犯認知件数は 23 万 2451 件で、前年に比べ 1 万 7060 件(6.8%)の減、検挙件数は 3 万 9192 件(検挙地主義)で、前年に比べ 2098 件(5.1%)の減となっている。

罪種別では、窃盗犯が 18 万 5792 件で全体の 79.9%を占め、次いで、その他が 2 万 8926 件(構成比 12.4%)、知能犯が 8035 件(同 3.5%)と、この 3 種で認知件数全体の 95.8%を占めている。

刑法犯少年検挙補導人員は 1 万 1542 人で、前年に比べ 526 人(4.4%)の減となっている。

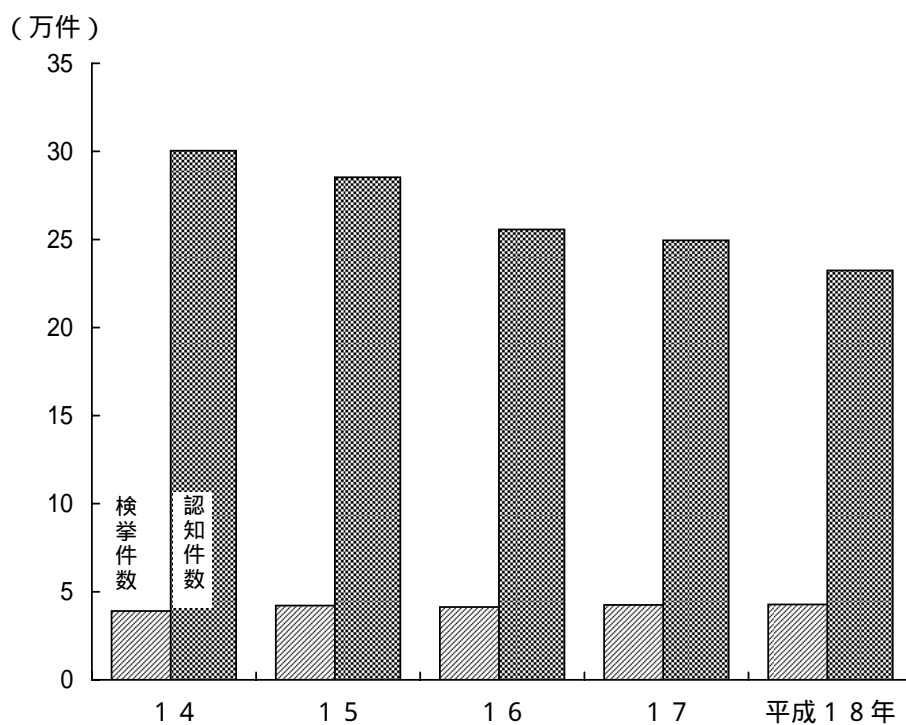
罪種別では、窃盗犯(6495 人)、その他(3586 人)、粗暴犯(1137 人)の順となっている。

また、年齢別では、14 才の 2057 人、15 才の 1997 人、16 才の 1829 人の順となっており、依然、中学生の検挙補導人員が多くなっている。

〈犯・不良行為等の補導人員は 30 万 4115 人で、前年に比べ 1 万 7055 人(5.9%)の増となっている。

行為別にみると「深夜はいかい」が 16 万 8407 人で全体の 55.4%を占め、以下「喫煙」が 12 万 6584 人、「その他」が 2766 人、「怠学」が 2425 人の順となっている。

刑法犯認知・検挙件数の推移



刑法犯少年の年齢別人員 (平成18年)

